

令和3年度 組合員・被扶養者現況表確認の手引

組合員・被扶養者現況表（以下『現況表』という。）を組合員に配付し、記載内容に変更・訂正がないか確認してください。

1. 対象者

令和3年5月24日処理時点で資格を有している組合員及び被扶養者
（上記の日以降の届出分は反映されておりませんのでご了承ください。）

2. 確認の方法（事務担当者向け）

「現況表」、「現況表の確認方法（組合員配布用）※両面」および「現況表（見本）」を組合員へ配付し、現況表の記載内容を確認するよう案内してください。

①現況表の記載内容に変更・訂正がない場合

現況表の右上に組合員に押印してもらい、回収してください。

→回収した現況表は各所属所で大切に保管してください。

②現況表の記載内容に変更・訂正がある場合は、下記のとおりとなります。

手続き 1：組合員が変更・訂正内容を現況表へ直接記入。（見本参照）

手続き 2：現況表の右上に組合員に押印してもらい、回収してください。

→回収した現況表は各所属所で大切に保管してください。

手続き 3：共済組合へ変更・訂正内容の届出が必要ですので、組合員へご指導願います。→届出書類等は「3. 届出書類等について」をご確認ください。

3. 届出書類等について

事 由	届 出 書 類 等
組合員情報(口座、住所)欄の印字が未設定	・ 組合員資格取得届書（様式第2-1号） ※上記書類が未提出となっています。様式については資格取得時に配付しています。紛失の場合はホームページからダウンロードしてください。
組合員の氏名、住所、短期給付振込口座等の変更	・ 記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号） ※氏名変更の場合、組合員の氏名が記載されている全ての証（被扶養者証等）の返却が必要です。
被扶養者の氏名住所等の変更	・ 記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号） ※被扶養者のみの氏名変更の場合、被扶養者氏名が記載された全ての証の返却が必要です。
就職、収入超過等による被扶養者の取消	・ 被扶養者取消申告書（様式第2-9号） ・ 取消日及び取消事由が確認できる書類の写し ※取消となる被扶養者は現況表から手書き（二本線）で抹消してください。

各種届出様式は、下記からダウンロードして使用してください。

公立学校共済組合高知支部 HP>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2 資格関係

4. 留意事項

(1) 現況表の取扱いについて

現況表には個人情報記載されていますので、記載内容の確認が終わった組合員から**確実に回収し、紛失・漏えい等が生じることのないよう、回収後は所属所で適切な取扱い及び管理**をお願いします。

なお、年度末の人事異動の時期に、紛失による再交付の依頼が増えています。当共済組合としては、異動先へ現況表を提出することを通知しておりませんので、異動に伴う再交付依頼についてはご遠慮ください。

所属所での保管期間は、次の現況表の送付時までとなります。前回までに送付した現況表は、所属所において確実に廃棄してください。

(2) 住所について

組合員及び被扶養者の住所については、住民基本台帳の住所地に限らず、**実際にお住まいの住所地を共済組合へ届け出てください。**

(3) 被扶養者の認定取消について

近年、収入超過や他の健康保険加入等により遡って取消になるケースが増えています。**被扶養者としての認定要件を欠いていた場合は、その時点まで遡って認定取消**となります。

取消日以降、被扶養者証等を誤って使用した場合は、共済組合が負担した医療費等を返還していただきます。

(4) 被扶養者の認定について

被扶養者の認定において、**被扶養者の要件を備えた日（事実発生日）から 30 日を過ぎて申請した場合、所属所での受付日からの認定**となり、要件を備えた日まで遡りません。

(5) 被扶養者の認定種別切替について

扶養手当の支給対象者（高知県給与条例上又はそれに準じた所得確認を実施した者）でなくなった被扶養者を引き続き被扶養者として認定する場合は、認定種別切替（一般認定から特別認定）が必要です。認定種別の切替手続きが完了していない場合は、速やかに切替手続きをしてください。

一般認定…扶養手当の支給対象となっている者（高知県給与条例上又はこれに準じた所得確認が行われている者に限る。）の被扶養者の認定種別

特別認定…上記以外の者の被扶養者の認定種別

- (例) ・被扶養者が 22 歳に到達する年度末に達し、扶養手当の支給が終了した場合
・高知県再任用職員（フルタイム勤務に限る。）となり、被扶養者に対する扶養手当の支給が終了した場合

組員・被扶養者現況表の確認方法（組員配布用）（p3～5）

現況表には、令和3年5月24日処理時点で資格を有している組員及び被扶養者が記載されています。（上記の日以降の届出分は反映されておきませんのでご了承ください。）

【手順1】

事務担当者から受取った組員・被扶養者現況表の記載内容に変更・訂正がないか確認してください。（組員・被扶養者現況表は個人情報に記載されていますので取扱いは十分ご注意ください。）

記載内容に変更・訂正がない場合→現況表の右上に押印し、事務担当者へ提出してください。

記載内容に変更・訂正がある場合→【手順2】へ

【手順2】

①変更・訂正内容へ二重線を引き、正しい内容を現況表へ記入してください。（見本参照）

②現況表は押印後、事務担当者へ提出してください。

③変更・訂正内容を共済組合へ届出てください。（届出書類等は下表を確認のうえ、所属所を通じて届出てください。）

各種届出様式は事務担当者から受け取るかまたは公立学校共済組合高知支部のホームページからダウンロードして使用してください。

[公立学校共済組合高知支部 HP>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2 資格関係](#)

【現況表の記載事項に変更・訂正があるときの届出書類等】

事 由	届 出 書 類 等
組員情報(口座、住所)欄の印字が未設定	・ 組員資格取得届書（様式第2-1号） ※上記書類が未提出となっています。様式については資格取得時に配付しています。紛失の場合はホームページからダウンロードしてください。
組員の氏名、住所、短期給付振込口座等の変更	・ 記載事項等変更申告書（組員）（様式第2-4号） ※氏名変更の場合、組員の氏名が記載されている全ての証（被扶養者証等）の返却が必要です。 ※実際にお住まいの住所を届け出てください。
被扶養者の氏名住所等の変更	・ 記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号） ※被扶養者のみの氏名変更の場合、被扶養者氏名が記載された全ての証の返却が必要です。 ※実際にお住まいの住所を届け出てください。
就職、収入超過等による被扶養者の取消	・ 被扶養者取消申告書（様式第2-9号） ・ 取消日及び取消事由が確認できる書類の写し ※取消となる被扶養者は現況表から手書き（二本線）で抹消してください。 ※被扶養者としての認定要件を欠いた場合は、その時点まで遡って認定取消となり、取消日以降に被扶養者証等を誤って使用した場合、共済組合が負担した医療費等を返還していただきます。

【お知らせ】 今年度の資格確認（検認）について

令和2年10月20日付け公共高第308号、令和3年1月6日事務連絡及び福利高知127号（令和3年4月27日発行）にてご案内のとおり、検認時における別居被扶養者への送金額の確認方法が変更となります。

これまで、検認時に別居している被扶養者への送金額についての確認は、組合員の申告（書類へ記載）のみで判断していたところです。

しかし、昨年度の検認において、送金額が不足していたことにより、遡って被扶養者の資格取消となり、医療費の返還が発生した事例や、申告された送金額に疑義が生じるケースも年々増えているため、別居している被扶養者の資格確認について、これまで以上に適正に行うため、送金額の確認について見直しを行うこととします。

つきましては、今年度以降の検認時における送金額の確認については、下記のとおり、送金の事実を確認できる書類を提出していただくこととしますので、**令和3年4月以降は送金の事実を確認できる書類等を大切に保管していただきますようお願いいたします。（下表参照）**

なお、検認対象者については、特別認定の被扶養者（一部対象外）及び一般認定の被扶養者のうち続柄が夫・妻・父・母となり、昨年度と変更はありません。

検認の詳細につきましては、令和3年7月頃に所属所へ通知いたします。

対象者	送金の方法	検認時に提出いただく書類
組合員の配偶者、 子及び孫 <u>以外</u> の 別居している被 扶養者	振込	振込書の写し、通帳等の写し、送金額が確認できる書類の写し等（日付・金額・振込先が分かるもの）
	現金書留	日付・金額・送付先が分かるものの写し
	手渡し	日付・金額を記載した「授受簿」（様式任意）
	その他	・施設への入所費用等の負担をしている場合は、費用負担の分かるもの（振込書の写し等） ・現物（食料、衣服等）を手渡しの場合は、日付・費目・金額を記載した「授受簿」（様式任意）